

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 29 年6月9日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1700045号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1700026号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年12月12日の標準賞与額を13万5,000円、平成16年3月31日の標準賞与額を3万円、同年7月15日の標準賞与額を8万5,000円、同年12月15日の標準賞与額を14万円、平成17年7月15日の標準賞与額を8万5,000円、同年12月15日の標準賞与額を11万4,000円、平成18年12月15日の標準賞与額を13万7,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月12日、平成16年3月31日、同年7月15日、同年12月15日、平成17年7月15日、同年12月15日及び平成18年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月12日、平成16年3月31日、同年7月15日、同年12月15日、平成17年7月15日、同年12月15日及び平成18年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和53年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月  
② 平成16年3月  
③ 平成16年7月  
④ 平成16年12月  
⑤ 平成17年7月  
⑥ 平成17年12月  
⑦ 平成18年12月

私がA社に勤務していた期間のうち、請求期間①から⑦までの賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、標準賞与額の記録がないので、将来の年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①から⑦までについて、請求者から提出された給与支給明細書（以下「賞与明細書」という。）により、請求者は、当該期間に賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間①から⑦までの賞与支給日については、事業主の陳述及び請求者から提出された請求期間⑤、⑥及び⑦の賞与に係る預金通帳の写しにより確認できる振込日から、請求期間①は平成15年12月12日、請求期間②は平成16年3月31日、請求期間③は同年7月15日、請求期間④は同年12月15日、請求期間⑤は平成17年7月15日、請求期間⑥は同年12月15日、請求期間⑦は平成18年12月15日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②、③、④、⑤及び⑦に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、請求期間①は13万5,000円、請求期間②は3万円、請求期間③は8万5,000円、請求期間④は14万円、請求期間⑤は8万5,000円、請求期間⑦は13万7,000円、請求期間⑥に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、11万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月12日、平成16年3月31日、同年7月15日、同年12月15日、平成17年7月15日、同年12月15日及び平成18年12月15日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600272号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1700009号

## 第1 結論

昭和60年\*月から昭和61年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年\*月から昭和61年9月まで

私が20歳になった頃に、母が、私の国民年金の加入手続を市役所で行い、その際、年金手帳を受け取り、請求期間の国民年金保険料を納付してくれた。母は、国民年金の加入手続や納付方法、保険料額等の納付状況については覚えていないが、請求期間について、保険料を納付したはずなので、調査の上、納付の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和60年8月22日にA市に払い出された記号番号の一つであることが確認でき、請求者に係る同市の国民年金被保険者名簿に記載の加入届出の受付年月日(昭和61年1月31日)及びオンライン記録の当該記号番号の資格取得処理日(昭和61年2月8日)から、請求者の国民年金の加入手続は昭和61年1月頃に行われたものと推認でき、当該国民年金の加入手続時点では、請求期間の国民年金保険料を納付することが可能な期間である。

しかしながら、オンライン記録において、昭和62年9月8日に請求期間の国民年金保険料に係る過年度納付書が作成された履歴が確認できることから、当該納付書の作成時点では、請求期間の保険料は納付されていなかったことがうかがえる上、上記国民年金被保険者名簿の納付記録カードにおいて、請求期間の保険料を納付したことを示す記号や納付日の記載がなく、オンライン記録と一致している。

また、請求者は、20歳になった頃に、請求者の母が、請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付してくれたと陳述しているところ、請求者の母は、加入手続、納付方法、保険料の納付等について具体的なことを記憶していないと回答していることから、請求期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、社会保険オンラインシステムによる氏名検索による調査の結果、請求者に別の記号

番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。